

## 年金記録に係る苦情のあっせん等について

### 年金記録確認栃木地方第三者委員会分

#### 1. 今回のあっせん等の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとのあっせんを実施するもの	1 件
国民年金関係	1 件
(2)年金記録の訂正を不要と判断したもの	4 件
国民年金関係	3 件
厚生年金関係	1 件

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和41年10月から46年12月までの国民年金保険料については、納付していたものと認められることから、納付記録を訂正することが必要である。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏名 : 女  
基礎年金番号 :  
生年月日 : 昭和21年生  
住所 :

### 2 申立内容の要旨

申立期間 : 昭和41年10月から46年12月まで

平成20年のねんきん特別便では「国民年金納付済期間480月」とあり安心していたが、年金の受給手続きをしたところ、「厚生年金保険に加入していた期間については脱退手当金を受領しており、脱退手当金受給期間は国民年金の納付済期間とはならない。」とのことで、給付決定通知書では国民年金納付済期間が417月となってしまった上、納めた保険料については還付するとの通知があった。しかし、確かに脱退手当金はもらったが、結婚後、役所の担当者から国民年金の特例納付を勧められ、その勧めに応じて保険料を納付したものでありその領収書もあるので、このような決定には納得がいかない。申立期間について、国民年金の納付済期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

申立期間については、申立人が保管する国民年金納付書・領収証書及び国民年金保険料現金領収証書により、当該期間の国民年金保険料は昭和48年4月19日及び50年11月18日に納付されていることが確認できる上、平成23年12月に厚生年金保険被保険者期間（脱退手当金支給済期間）と国民年金被保険者期間を記録統合するまでは、国民年金の強制加入期間として管理されてきたところ、この記録統合により本来国民年金に加入することができない厚生年金保険被保険者期間であることが判明したため、同年12月に当該期間の保険料に係る還付決定が行われている。

しかしながら、本来国民年金保険料を納付できない厚生年金保険被保険者期間に係る期間について、行政側が国民年金保険料の納付勧奨及び納付書作

成を行ったという過誤があり、申立人が申立期間の保険料を納付した後、約37年間にわたり、国庫歳入金として扱われていたことは明らかである上、申立期間の厚生年金保険被保険者期間については、脱退手当金が支給済みであり、厚生年金保険の被保険者でなかったものとみなされることを踏まえると、年金裁定請求手続の中で申立人の被保険者期間を確認する過程で、制度上国民年金の被保険者となり得ないことを理由として申立期間の保険料を還付することは、信義衡平の原則に反するものと考えられる。

これらの事情を踏まえて判断すると、申立人の納付記録については、昭和41年10月から46年12月までの期間について国民年金保険料納付済期間として記録訂正すべきものと認められる。

## 第1 委員会の結論

申立人の平成5年2月、同年3月及び同年10月から6年3月までの期間の国民年金保険料については、免除されていたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和48年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 平成5年2月及び同年3月  
② 平成5年10月から6年3月まで

申立期間①及び②は、いずれも大学生だったため、父がA市役所で国民年金の加入手続及び免除申請を行ったと思う。大学在学中の期間は全て免除申請を行っていたと思うので、申立期間①及び②が未納期間とされていることに納得がいかない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人は、父親がA市役所で国民年金の加入手続及び保険料の免除申請を行ったとしているが、その父親は、申立人の国民年金に係る加入手続及び免除申請手続について思い出せないとしている上、申立期間当時、申立人が居住していたB市の市役所に行ったことは無いとしているところ、申立人の国民年金手帳記号番号はB県で払い出されており、申立人に係る加入手続及び免除申請手続の詳細は不明である。

また、申立期間当時、制度上、前年度以前の免除申請を行うことはできなかったところ、申立人の国民年金手帳記号番号は、前後の被保険者の記録により、平成6年8月頃に払い出されたと推認できることから、その前年度である6年3月以前については免除申請を行うことはできなかったものと考えられる。

さらに、申立人は、大学在学中の期間は全て免除申請を行っていたとしているが、オンライン記録によると、平成5年4月から同年9月までの期間の保険料は、7年以降に過年度納付されていることが確認できることから、申立人の主張とは相違する。

このほか、申立人の父が、申立期間①及び②の国民年金保険料に係る免除

申請を行ったことを示す関連資料、周辺事情は見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間①及び②の国民年金保険料を免除されていたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人の昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 43 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 63 年 11 月から平成 3 年 3 月まで

大学 4 年生の卒業前の時期に、社会保険庁（当時）から実家に電話があり、「学生も満 20 歳から国民年金の納付義務があるので納付してください。」と言われ、その後封書で納付書が届き、納付不可能の場合は法的に処罰されますと記載されていたので、父親が 30 万円以上の納付金額を銀行口座に振り込んだのに、申立期間が納付済期間となっていないことに納付できない。

## 第3 委員会の判断の理由

申立人に係る国民年金の保険料を納付したとするその父親は、「申立人が大学 4 年卒業前の時期（平成 4 年 1 月から 3 月頃）に社会保険庁から電話があり、学生も満 20 歳から国民年金の納付義務があるので納付して下さいと言われ、その後納付書が送付されたため、30 万円以上の金額を銀行口座に振り込んだ。」としているが、国民年金手帳記号番号払出簿及び申立人が所持する年金手帳によると、申立人の手帳記号番号は大学卒業後の平成 4 年 7 月に A 市で払い出され、学生が強制加入となった 3 年 4 月 1 日に遡って国民年金の被保険者資格を取得していることが確認できることから、申立期間は、未加入期間であることから、当該期間の国民年金保険料に係る納付書が発行されていたとは考え難い。

また、平成 3 年 3 月以前は、20 歳以上の学生は国民年金には任意加入とされていたが、申立人が任意加入の手続を行った形跡は見当たらない。

さらに、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付したことを示す関連資料（家計簿、確定申告書等）は無く、当該期間の国民年金保険料を納付していたことをうかがわせる周辺事情も見当たらない。

これら申立内容及びこれまで収集した関連資料、周辺事情を総合的に判断すると、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 栃木国民年金 事案 1025 (事案 303、702、810 及び 980 の再申立て)

### 第 1 委員会の結論

申立人の昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの国民年金保険料については、納付していたものと認めることはできない。

### 第 2 申立の要旨等

#### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 女  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 19 年生  
住 所 :

#### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : 昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月まで

昭和 46 年 1 月に町役場に出向き、国民年金に加入し、その場で 42 年 6 月から 45 年 12 月までの 43 か月分の保険料を遡って納付した。その際の窓口の担当者とのやりとりなども具体的に記憶しているので、申立期間が未納とされていることに納得がいかない。

### 第 3 委員会の判断の理由

申立期間に係る申立てについては、申立人は当初昭和 42 年 6 月から 45 年 12 月までの期間を申立てており、申立人が 46 年 1 月に当該期間の国民年金保険料を納付する際に町役場に持参したとする国民年金手帳には、42 年 6 月 10 日資格喪失と記載されていることから、当該期間の保険料を納付できたとは考え難いこと、また、46 年 1 月に国民年金に加入した際に、新たな国民年金手帳記号番号が付与され、交付された国民年金手帳にも、同年 1 月 11 日資格取得と記載されていたことが確認できることから、この時の加入は任意加入であったため、これ以前の期間である当該期間については、遡って国民年金に加入することはできないことなどから、既に当委員会の決定に基づく平成 20 年 7 月 31 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

また、申立人は、再度、申立てを行い申立期間以前の日付のある写真を新たな資料として提出したが、これは国民年金保険料の納付に直接関連するものではなく、かつ、申立人から再聴取しても委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再申立てに対しても平成 22 年 5 月 24 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

さらに、申立人は、再々度の申立てを行い、その中で、当該期間の国民年



金保険料を特例納付したとする新たな主張をしているが、i) 特例納付制度は強制加入被保険者を対象とするものであり、申立人は当該期間において任意加入被保険者であったことから、保険料を特例納付することはできない上、当時、特例納付できたのは昭和 45 年 6 月分までであることから、同年 12 月分までの保険料を納付したとする主張は不自然と言わざるを得ないこと、ii) 申立人は、当時の町役場の年金窓口担当者に当該期間に係る国民年金保険料を納めたと主張しているが、当該町役場では制度上できない任意加入期間についての保険料を遡って受領することは無かったとしており、また、申立人が納めたはずであると主張する当時の担当者は、「国民年金係では保険料の収納はしておらず、被保険者本人に役場内の出納室に行って納めてもらっていた。申立人から保険料を預かった覚えは無い。」と証言していること、iii) 申立人は、46 年 1 月に役場の年金窓口で当該期間の保険料を納付した際、その時点で所持していた 2 冊の国民年金手帳を持参したとしているが、これら 2 冊の手帳の氏名は、既に結婚していたにもかかわらず旧姓のまま変更されていない上、同年 1 月に新たに国民年金手帳記号番号が付与された新しい手帳が発行されているなど、申立内容に不合理な点も見られること、iv) 申立人が所持する 46 年 1 月に発行された国民年金手帳の印紙検認欄を見ると、45 年 12 月以前の各月の欄には×印が付されており、保険料を納付することができない期間であることが明確に示されているとともに、これ以前に交付された 2 冊の国民年金手帳にも、申立期間の保険料に係る検認印は確認できないことや、再々申立てに当たっても、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料は提出しておらず、ほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再々申立てに対しても平成 22 年 11 月 26 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

加えて、申立人は、再々々度の申立てを行い、その中で、昭和 46 年 1 月 11 日に町役場で国民年金の加入手続を行った際、42 年 7 月から 46 年 1 月までの 43 か月分の保険料を納付し、窓口で勧められ、同年 2 月及び同年 3 月の保険料も納付したと主張し、申立期間を 42 年 7 月から 46 年 1 月までの期間に変更しているが、当該期間の保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無いこと、また、申立人の所持する年金手帳の国民年金印紙検認記録を見ると、申立期間のうち、46 年 1 月の保険料については、同年 3 月 30 日に保険料を納付したことを示す検認印が確認できる上、オンライン記録とも一致し、これ以外の期間については、委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、この再々々申立てに対しても平成 23 年 11 月 11 日付け年金記録の訂正は必要でないとする通知が行われている。

今回、申立人は、5 回目の申立てを行うに当たり、昭和 46 年 1 月 11 日に

町役場で国民年金の加入手続を行った際、年金手帳を作るため同年1月及び42年6月から45年12月までの43か月分の保険料を納付し、さらに、窓口で勧められ、46年2月及び同年3月の保険料も納付したと主張し、申立期間を42年6月から45年12月までの期間に再度変更しているが、当該期間の保険料を納付していたのは確かであると述べるのみで、当該期間の保険料を納付した可能性をうかがわせる新たな資料の提出は無い。

このほかに委員会の当初の決定を変更すべき新たな事情も見当たらないことから、申立人が申立期間の国民年金保険料を納付していたものと認めることはできない。

## 第1 委員会の結論

申立人は、申立期間について、厚生年金保険被保険者として厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。

## 第2 申立の要旨等

### 1 申立人の氏名等

氏 名 : 男  
基礎年金番号 :  
生 年 月 日 : 昭和 11 年生  
住 所 :

### 2 申立内容の要旨

申 立 期 間 : ① 昭和 38 年 10 月 1 日から 39 年 10 月 1 日まで  
② 昭和 40 年 12 月 12 日から 41 年 6 月 11 日まで  
③ 昭和 42 年 7 月 12 日から 43 年 3 月 27 日まで

A社に、昭和 38 年 10 月 1 日から 43 年 3 月まで勤務したが、国の年金記録では申立期間①、②及び③についての記録が無いので、いずれの期間についても厚生年金保険の被保険者期間として認めてほしい。

## 第3 委員会の判断の理由

同僚の証言から判断すると、申立人は申立期間①、②及び③において、A社に勤務していたことが推認できるものの、健康保険厚生年金保険被保険者名簿には当該期間において申立人の氏名は見当たらず、当該期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていた事実を確認できる給与明細書等の資料は無い。

また、申立人と一緒に勤務していた同僚は、「入社後、最初の1年ぐらいは、3か月ごとに営業成績をみて、正社員とするかどうかを決めていました。正社員となって初めて社会保険に加入します。その後も、3か月ごとのノルマがあり、ノルマを達成し営業成績が優秀でないと降格させられ、社会保険を抜けて国民健康保険に変わる取扱いでした。この取扱いは会社全体の決まりで、どこの支店でも同じ取扱いでした。」としている。

さらに、当該事業所は既に厚生年金保険の適用事業所でなくなっている上、他社に合併されており、申立期間当時の状況を確認できる関連資料及び周辺事情は見当たらない。

これらの事実及びこれまでに収集した関連資料等を総合的に判断すると、申立人が厚生年金保険被保険者として申立期間に係る厚生年金保険料を事業主により給与から控除されていたと認めることはできない。